

2023年09月22日

意見陳述書 2

原告ら訴訟代理人

弁護士 大本 崇

1. 集団的自衛権の行使は憲法9条に反するとされ、解釈による変更は許されないこと

憲法9条については、1項が個別的自衛権のみを認め、自己防衛のための必要最小限度の実力組織に限って、2項で禁じる「戦力」に当たらないとされ、個別的自衛権の行使は、1954年の自衛隊創設以来、3要件を満たす場合に限られると長年にわたり解釈されてきました。

他方、集団的自衛権の行使は、憲法9条に反することも繰り返し確認されてきました。他国の防衛に本質がある集団的自衛権は、国際紛争を解決する手段として武力行使を放棄とする憲法9条1項の文言に明白に反しており、他国の武力紛争に有効に介入できるだけの実力を備える集団的自衛権は、必要最小限度の実力の保持のみを認める9条2項にも明らかに反します。

政府は、これまで昭和47年政府意見書や、平成16年政府答弁書にて、集団的自衛権が憲法に反するとの見解を示してきており、これは確立した憲法解釈でした。そして、集団的自衛権の行使に及ばない、最小限度の実力の限度に限り、予算も支出が許されるとして、毎年、防衛予算、防衛関係法案の審議の過程で我が国の施策が定められ、国家として実践され、国家の在り方を形成してきました。

このように憲法9条の下で明確に否定され続けてきた集団的自衛権の行使を、憲法改正の手続きを経ること無く、解釈によって肯定しようとすることは、立憲主義に反し、法の支配を蔑ろにするものであって、到底許されません。このことは、元内閣法制局長官宮崎礼壹証人、元最高裁判事濱田邦夫証人の証言からも明らかであるだけでなく、山口繁元最高裁長官、長谷部恭男教授、

青井未帆教授、飯島滋明教授らによって示されている意見からも明白です。

2. 新安保法制の違憲性

新安保法制は、集団的自衛権の行使を認めるための新3要件を定めていますが、その新3要件では、集団的自衛権行使の範囲を限定できません。

とりわけ、第1要件に用いられている、新たに設けた「存立危機事態」という概念の定義が、そもそも不明確です。存立危機事態とは、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」とされていますが、評価ないし価値判断が必要な概念で構成されており、明確な判断基準となりません。このことは政府が、ホルムズ海峡の機雷敷設や、米軍への攻撃が存立危機事態にあたるかのような説明を行っていることにも表れています。

また、他国に対する武力攻撃を我が国が適切に評価することは困難です。

さらに、第2要件の「他に適当な手段が無い」と評価することも、また、第3要件の、必要最小限度の実力行使であるかどうかを評価することも困難です。武力攻撃が自国に対するものでないことから、我が国が我が国の立場で適切にこれらを評価することは困難といわざる得ません。個別的自衛権の行使の場合のように、我が国に対する急迫不正の侵害があり、それを排除する限度でのみ実力行使するということとは、全く性質が異なります。このように、集団的自衛権行使の3要件は、恣意的に用いられる危険が大きいといわざるを得ず、無限定となる虞が大きいことは明白です。

このように、新安保法制は、憲法9条の下、これまで長年にわたり、明確に憲法に反するとして否定されてきた集団的自衛権を、時の政府によってその解釈をひっくり返すものであり、明らかに違憲という他ありません。

以上